

# 業務指示書

## モロッコ国ケニトラ大西洋新港建設事業準備調査（迅速化対象案件）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年10月11日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年10月16日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこことより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 維持管理計画（港湾施設・体制）】

1) 類似業務の経験：国外港湾の維持管理計画

2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 港湾施設設計(防波堤)】

- 1) 類似業務の経験：港湾の港湾施設設計（防波堤）
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年10月27日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

(1) 旅費（航空賃）

(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MAD1 = 11.76861 円 , US\$1 = 108.976 円 , EUR1 = 130.786 円)

## 第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画

維持管理計画（港湾施設・体制）

港湾施設設計（防波堤）

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.83 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年11月13日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

## 10 迅速化適用案件としての評価

本指示書の第2パート内「6. 実施方針及び留意事項（1）迅速化案件提案」のとおり、本案件では調査行程の短縮化提案を積極的に評価する配点としているので、留意して下さい。

評価の目安としては、1ヶ月程度の履行期間の短縮をその短縮方法とともに提案された場合、7割程度の評価となります。（短縮提案がない場合は当該項目の評価はゼロとなります。）

また、事業本体工期を短縮化するための方策についての提案も歓迎します。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**モロッコ国ケニトラ大西洋新港建設事業準備調査（迅速化対象案件）**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(45.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他（迅速化の取り組み）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(23.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／港湾計画	(23.00)	( 9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 5.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：維持管理計画（港湾施設・体制）	(11.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：港湾施設設計（防波堤）	(11.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

モロッコは大西洋沿岸のカサブランカや地中海沿岸のナドール等、約10の主要な商業港を有し、これらの港の取扱貨物量は2000年から2015年にかけて年間平均5%の上昇を続け、今後も同様の上昇が見込まれている。モロッコの港湾政策は設備・運輸・ロジスティック・水利省港湾公海領域局が担当し、国家港湾庁等が各港湾の管理監督を行っているが、実際の運営の多くは官民出資による合弁企業である港湾会社に委託されている。ケニトラ県は、同国最大の自動車等輸出拠点であるタンジェと同国最大の商業都市であるカサブランカの中間地点に位置している。同市後背地域（カサブランカからフェス・メクネス地方等）の酪農生産量は国内の40%を占め、また同地域近郊には同国最大規模の輸出フリーゾーン（350万m<sup>3</sup>）が完成（2012年）、自動車部品産業（将来的には完成車も想定）を中心には複数進出している。かかる状況のなか、ケニトラ近郊・後背地域の貨物取扱は現在はカサブランカ港（24~25百万トン/年）（出所：国家港湾庁）等近隣の主要港が対応しているが、2030年にはその総量が約7.6百万トン/年になると見込まれており、国内の取扱貨物総量が増加する中、既存港のみでこれらに対応することが困難と予測されている。

かかる現状を受け、同国は、2030年には各港湾における取扱貨物量が2010年時点の3~4倍の増加を見込むとして、効率的な港湾運営による国際海上貿易力の強化と、増加貨物量への対応等の国内インフラに係る課題解消のため「国家港湾戦略2030」（2011年）を策定した。その中では、既存港の整備・拡張及び新規港湾の建設が挙げられており、「ケニトラ大西洋新港建設事業」（以下「本事業」という。）により、ケニトラ県に港湾施設を建設、既存の鉄道、高速道路網へ接続し、ケニトラ県及び後背地域の発展と共に増大する貨物量に対応する計画となっている。

本事業は、モロッコ政府による本事業への円借款要請（本年6月）に基づくものである。また、本事業は、調査TORミッション（本年4月）及び特に防波堤建設の技術面に関する情報収集並びに同政府との意見交換のため実施した調査（本年7月）を踏まえて、同政府により実施された自然条件、環境影響、需要予測、技術実現性等の各種調査（Avant Projet Sommaire、以下APS（概略設計）及びAvant Projet Detaillé、以下APD（詳細設計））の内容を精査し、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。なお、本事業については、モロッコ政府の調査結果に基づき2016年に事前評価付入札が実施されたが、その後キャンセルとなった経緯がある。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業名

ケニトラ大西洋新港建設事業

### (2) 事業目的

本事業は、モロッコの北西部に位置するケニトラ県において、港湾施設を新規建設することにより、当国において増大する貨物需要への対応を図り、もって投資及び民間セクターの開発を促進し、同国の持続的経済成長に寄与するもの。

### (3) 事業概要

モロッコ政府による要請概要に加え、港湾活用に向けて不可欠と想定される各施設及び計画（4月時点でモロッコ政府より聴取）は以下のとおり。

#### 1) 要請概要

ア) 港湾施設：防波堤（第一：2,660m、第二：765m）、バース（穀物用：全長280m 水深16m、Ro-Ro船用：全長270m 水深14m、石油タンカー用：全長116m 水深16m、補修用：全長150m 水深7m）、ふ頭、航路（長さ1,600m 幅 180m 水深19m）、泊地（回頭泊地：約17ha 水深17m、穀物バース前面泊地：約6ha 水深16m、Ro-Roバース前面泊地：約9,7ha 水深14m）

イ) 道路施設（港内道路、県道までのアクセス道路：8,000m）

ウ) コンサルティング・サービス

モロッコ政府と下記項目を中心に協議する。

詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮面での支援等

#### 2) その他（モロッコ政府が計画・調査を実施中）

ア) バックヤード（約300ha）及び港湾内施設

イ) 高速道路への接続道路（1) イ) の道路とは別計画）

ウ) アクセス鉄道

### (4) 対象地域

モロッコ・ケニトラ県大西洋沿岸地域

### (5) 関係官庁・機関

経済・財政省（Ministère de l'Economie et des Finances、以下MEF）、設備・運輸・ロジスティック・水利省（Ministère de l'Equipement, du Transport, de la Logistique et de l'Eau、以下METLE）、国家港湾庁、国有鉄道

### 3. 業務の目的

本業務は、本事業の目的、事業概要、概略設計、概略事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うと共に、モロッコ政府による既存調査・計画等に対して、本邦技術の活用により事業の開発効果を高めるために、技術面、経済面での改善提案を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、モロッコ政府からの円借款正式要請に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、JICA 及び先方機関等に説明・協議の上、提出するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

本業務の実施に当たり以下の点について留意する。

#### (1) 円借款としての案件形成

本業務は、借入人はモロッコ政府を代表して MEF、実施機関は METLE であることを前提としつつ、同体制についても調査にて確認するものとして、円借款案件形成を行う。

#### (2) JICA の円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時、十分、JICA と協議すること。一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは異なる結論となることがある可能性に留意し、モロッコ政府関係者に本業務の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

#### (3) 先行調査の精査・検討について

これまでにモロッコ政府が実施した調査の報告書等の内容を十分に確認した上で、業務を実施すること。特に、モロッコ政府が APS や APD として本事業に係る各種調査（以下「既存調査」という。）を先行して実施していることから、同報告書を十分に確認した上で、調査方針や内容等を十分に精査・検討すること。

（主に防波堤、バースへの本邦技術の活用を念頭に置き、特に地盤・地質調査や地形調査等の自然条件調査については本事業実施に向け十分な情報があること

を確認し、また本邦企業等の新港利用促進のため需要予測の情報を更新すること。また環境影響調査については JICA ガイドラインに沿っているかどうかに留意すること)。その結果に基づき、必要と判断される場合には、JICA に相談の上で追加調査を行うこと。

なお既存調査の実施状況は下記のとおり。

一部を除き仮訳（和文）有り（契約後に貸与予定）。ただし正本は仏語原文とし、JICA は仮訳の正確性等について責任を負うものではない。

【APS】

- ① 潜在交通量調査
- ② 港湾インフラ需要予測調査
- ③ 補完調査（地盤探査等含む）
- ④ 港湾計画
- ⑤ 港湾開発図策定
- ⑥ 建設地の選定
- ⑦ 経済性分析
- ⑧ 概略設計

【APD】

- ① 自然条件調査（潮汐・調査分解、地盤踏査含む）
- ② 概略設計段階原案の詳細技術研究（潮流解析、堆積・数値解析、航行シミュレーション含む）
- ③ 貯水槽及び波動水槽の安定性研究（水理模型実験断面、平面含む）
- ④ 環境影響調査
- ⑤ 詳細設計（及び図面集）
- ⑥ 事前資格審査付入札図書及び特記仕様書

（4）審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、主な重点項目は以下のとおり。なお、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- 1) 防波堤・バースの設計選定方法
- 2) 調達・施工方法
- 3) 事業費
- 4) 事業実施スケジュール
- 5) 事業実施機関の実施体制・実施能力
- 6) 操業・運営／維持・管理体制
- 7) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な重点項目を追加して調査依頼（必要に応じ契約変更を行った上で実施）する可能性がある。

## (5) 業務のフェーズ分け

本業務は、以下のとおり2段階のフェーズに分けて実施する。

### 1) フェーズ1（現況および既存資料の確認・情報収集）

既存調査のレビュー、追加情報収集及び分析を行い、本邦技術活用によって既存調査で提案された構造形式に対して技術面、経済面で優位性のある構造形式を再提案し、その概略設計方法について、モロッコ側と協議、合意する。

### 2) フェーズ2（事業提案）

フェーズ1の検討結果を踏まえて概略設計を行い、円借款案件として技術面、経済面で最も優位性の高い事業提案を行い、モロッコ政府と協議、合意する。

## (6) 本邦技術活用の可能性

次の項目につき調査・検討し、結果詳細をモロッコ政府に説明・協議を行うこと。

1) 防波堤（構造形式及び被覆ブロック）及びバース（構造形式や急速施工等）については、既存調査を踏まえつつ、「質の高いインフラパートナーシップ」及び迅速化の観点から本邦技術活用可能性を精査し、技術面、経済面で優位性のある技術提案を行うこと。

2) ターミナル運営についても、モロッコ政府が実施するターミナル運営・整備に関する調査結果及び計画等（ヒアリングによればモロッコ政府により実施中）を踏まえつつ、本邦企業の応札可能性を高める提案を行うこと。

## (7) 案件迅速化計画の提案

本事業は、日本政府が掲げる「質の高いインフラパートナーシップ」にかかる方針及びモロッコ政府の方針を踏まえ、最大限の迅速化を検討する必要があるため、プロポーザルにて調査期間の短縮化案（例：調査行程の前倒しや要員配置の変更等を通じた早期の調査結果の提示、等）及び事業本体の工期の短縮化策を検討・提案すること。

## (8) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(9) 「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」(2012年4月)の参照

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」を参照し、円借款事業の調達に係る概要を十分に理解した上で調査を行う。

(10) 「円借款事業に係る標準入札書類（土木工事、コンサルタント：仏語）」(2012年10月)の参照

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、「円借款事業に係る標準入札書類（土木工事、コンサルタント：仏語）」を参照し、円借款事業の入札に係る概要を十分に理解した上で調査を行う。

(11) 紛争裁判委員会（Dispute Board）マニュアル（2012年3年）の参照

紛争裁判委員会（Dispute Board）マニュアル（2012年3年）を参照し、円借款事業の概要を十分に理解した上で調査を行う。

(12) その他

上記に加え、関連事業についての資料や環境社会配慮ガイドライン、内部收益率（IRR）算出マニュアル等、業務に関連する文書・マニュアルを適宜参照すること。

(13) 概略設計・概略事業費積算の実施

本業務では、概略設計および概略事業費積算（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算）を実施する。

(14) ラマダン及びバカンス期間の考慮

モロッコは、2018年5月中旬より約1ヶ月間がラマダン、7月から8月にかけてバカンス期間となる。よって、これを踏まえた上でスケジュールを策定すること。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、下記「第3 業務実施上の条件、1. 業務実施スケジュール（全体）」に記載している業務工程に沿って、以下の手順で実施するものとする。

### 【フェーズ1：現況および既存資料の確認・情報収集】

(1) 本事業の背景と必要性の確認

本事業の背景と必要性の明確化のために、以下の項目について確認する。

- 1) モロッコにおける社会・経済一般、運輸セクター及び産業セクター（1～3次産業を網羅的に含む）の現状並びに課題
- 2) モロッコにおける、後背地開発計画を含む港湾建設に係る法令、政策、行政体制及び事業計画等及び関連計画の本事業への影響（予算、優先順位）
- 3) モロッコにおける港湾開発事業の現状（他ドナーの協力実績・予定を含む）モロッコ政府による、本事業における将来的な港湾施設の活用促進計画
- 4) 結論並びに提言

上記の事項についての確認・分析を踏まえ、本事業の背景及び必要性についての結論をまとめる。

## （2）既存調査レビュー

モロッコ政府により実施された調査・設計の結果につき下記の事項を中心に精査・検討し、本事業実施に向け必要情報の過不足を確認しつつ、本事業の妥当性についての確認を行う。確認にあたっては、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意する。

### 1) 自然条件

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、既存調査のレビュー結果に基づき、不足の情報があれば、JICAと協議の上で、対象サイトにおいて気象、海象、海底、地形、地質等の自然条件調査を行う。

- 2) 社会経済条件（人口、産業、土地利用、社会インフラ、経済条件等）
- 3) 事業スコープの確認

ケニトラ大西洋新港整備の全体計画及び円借款対象を明確化する。また、上述のとおり、モロッコ政府による要請内容の他に、別途計画されているバックヤード及び港湾内施設、高速道路への接続道路、アクセス鉄道の扱いにも留意し、本事業スコープの内容につきモロッコ政府と合意する。なお事業スコープには含まれないが、港湾運営に係る将来的な周辺地域の開発計画についても可能な限り情報収集を行うこと。

### 4) ケニトラ大西洋新港需要予測

既存の貨物需要予測を踏まえ、最新情報を収集しつつ本事業の港湾貨物需要予測の更新を行うため、次のア)～エ)の事項について調査する。

- ア) 物流事業者／船社／荷主へのヒアリング（フェーズ1で準備を開始し、フェーズ2にかけて実施とする）

ケニトラ大西洋新港の利用が想定される主要物流事業者、船社、荷主（本邦企業含む）に対してヒアリングを行う。ヒアリングの対象企業の選定にあたっては、JICAと協議すること。ヒアリングでは、当該港湾開発による輸送ルートの変化、新港利用に係る潜在的需要の有無、その他新港利用上の障害（新港利用のコスト・利便性、貿易関係機関・運輸関

連民間事業者の営業拠点の新港への開設見通し、道路整備状況など）を把握することを念頭に行う。

イ) 既存需要予測結果の分析

モロッコ政府が策定した「国家港湾戦略 2030 (La Stratégie portuaire nationale à l'horizon 2030)」及び既存調査における港湾貨物需要予測をレビューし、需要予測の妥当性について確認を行う。

ウ) 社会経済フレームワークの設定

社会経済条件の分析結果を踏まえ、本事業の貨物需要予測の更新を行うために必要な 2030 年までの社会経済フレームワークを設定する。

エ) 貨物需要予測

上記を踏まえ、ケニトラ大西洋新港の取扱貨物毎の需要予測を行う。予測にあたっては、①実現のためのシナリオ条件の分析、②条件が満たされない可能性（下振れリスク）の程度についても検討し、整理する。なお、既存調査の分析及び国内物流傾向分析の結果として、モロッコ国全体の取扱貨物（コンテナ貨物を含む）の需要予測が必要と判断される場合は、JICA と協議の上で追加調査を行う。

5) 社会条件調査（住民移転、用地取得、経済社会状況等の確認）

6) 環境条件調査（環境関連法、規制、公共衛生等の確認）

ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)に基づき、既存調査の内容の精査を行い、必要な情報が網羅されているかを確認する。追加情報収集を要する場合は、JICA に相談の上で実施すること。

イ) 上記報告書は（案）であるため、環境関連法等を確認し、上記環境影響調査がモロッコ国内にて承認済かを確認し、承認済の場合は最終報告書を入手した上で、確認を行う。

7) 防波堤の断面構造についての定性的優劣比較

既存調査に基づいたモロッコ政府による防波堤の概略設計を分析し、別紙「水理模型実験仕様書」(案) を参照しつつ、本邦技術を活用した技術面、経済面での優位性の発揮を念頭に置いた上で、以下のア)～ウ) の防波堤断面構造について定性的な比較評価を行い、フェーズ 2 で実施する実験の対象として最適な断面を提案する。なお既存調査に基づくア) についてはイ)、ウ)との比較のために実験対象として残すことを前提とする。インセプション・レポート検討会にてモロッコ政府に対し実験対象となる断面につき説明、協議を行った上で、同政府と合意する。

ア) 既存調査で提案されている断面形状

イ) 傾斜堤+消波ブロック被覆構造

ウ) ケーソン式直立堤+消波ブロック被覆構造

なおフェーズ 2 で実施予定の水理模型実験（2 次元、3 次元）はここで行う

比較結果に基づくこととする。評価及び比較にあたっては、必要に応じて JICA 及び外部有識者（後述）と協議する。

### （3）インセプション・レポートの作成、協議

- 1) 上記（1）、（2）の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。フェーズ1で不足していると確認された情報については、レポート中に明記し、フェーズ2と並行して情報収集を行い、ドラフト・ファイナル・レポートまでに追加調査を完了する。
- 2) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、モロッコ政府に対し、調査方針（本邦招へい計画含む）、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

## 【フェーズ2：事業提案】

### （4）事業提案

#### 1) 事業スコープの確認

フェーズ1の調査結果に基づき、本事業のスコープをレビューし、必要な場合は防波堤及びバースについて代替構造案の提案を行い、詳細な事業スコープ内容についてモロッコ政府と合意する。

#### 2) 実施体制確認

本事業における借入人、実施機関及び港湾当局の確認を含め、事業実施中及び完成後に与する全関係機関（モロッコ政府（MEF、METLE、国家港湾庁等）、モロッコ関係機関、コンサルタント、施工業者、JICA等）を整理し、事業手順に係る詳細なフローチャートを作成する。

#### 3) 事業実施のための安全管理対策

本事業実施にあたり留意すべき事項について、モロッコ政府関係諸機関、在モロッコ日本国大使館、JICAモロッコ事務所等から情報収集を行い、安全管理対策を提案する。

#### 4) ふ頭、航路・泊地

既存調査結果及びフェーズ1で追加調査を行った場合はその結果も併せて確認した上で、必要に応じてふ頭、航路・泊地についても代替構造案を提案する。航路・泊地の検討にあたっては、漂砂による航路埋没等の維持管理計画の影響可能性に留意しつつ、浚渫土の沖捨て場、及び海外投棄が禁止された場合の浚渫土の利用方法もしくは浚渫土収容施設等の検討も行うこと。

#### 5) 設計基準の確認

既存調査を精査した上で、本業務で行う概略設計における我が国設計基準の適応可否を確認する。

#### 6) 防波堤及びバースの工法、適用技術の確認及び検討

既存調査及びフェーズ1で実施した防波堤の断面構造に関する定性的な

比較結果を踏まえ、次の方法により工法、適用技術を提案する。

ア) フェーズ1の過程で決定した防波堤構造につき概略設計を行うにあたり、下記及び別紙（案）を参考して2次元・3次元の実験計画及び静穏度調査の実施計画を策定し（インテリム・レポート1）、モロッコ政府に提案する。特に、再委託予定の水理模型実験に関する計画については、本邦招へい計画（3次元実験への立会等）の実施を念頭に協議する。

イ) 防波堤の構造断面のブロックの安定性及び越波流量を確認するため、2次元及び3次元の水理模型実験を実施する（仕様は別紙参照）。断面形状は、原則以下①～⑤の5ケースとする。実験は、まず以下5ケースについて2次元の実験を行い、②～⑤の中で技術面、経済面で優位性が最も高いケースを抽出し、①のケースとの比較評価を行う。さらに、抽出されたケースと①のケースについて3次元の実験を行い、より詳細な比較評価を行う。

- ①既存調査で提案されている断面形状（傾斜堤+ブロック被覆構造）
- ②傾斜堤（天端高：①と同じ）+消波ブロック（種類A）被覆構造
- ③傾斜堤（天端高：①と同じ）+消波ブロック（種類B）被覆構造
- ④傾斜堤（天端高：①から変更）+消波ブロック（種類A）被覆構造
- ⑤傾斜堤（天端高：①から変更）+消波ブロック（種類B）被覆構造

本業務では、これらの実験結果を比較評価して技術面、経済面で最も優位性が高い防波堤の構造断面を選定し、モロッコ政府の合意を得る。本実験は、迅速化の観点から、インテリム・レポート1の完成及びモロッコ政府との協議後すぐに実施することを想定して進める。水理模型実験の実施は、再委託を認める。ただし再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（MS エクセル、MS ワード等）も収集の上、提出すること。3次元実験における対象断面数については、2次元実験の結果を基に機構と協議の上、モロッコ政府の合意を得ることとする。実験結果（2次元、3次元）はインテリム・レポート2にまとめること。

また、本項目で指定する実験以外にも、随時の検討やモロッコ政府との協議過程で必要と判断された場合には、追加的に他の実験実施を指示することがある。

ウ) なお、2次元水理模型実験の結果、②～⑤の中から抽出された構造断面（1ケース）についてはモロッコ政府との協議を経て、静穏度調査（数値解析）を3次元水理模型実験と並行して実施する。

エ) バース構造について、工期短縮およびコスト削減の観点から、既存調査による概略設計を見直し、必要に応じて修正案を提案するとともにその概略設計を行う。

## 7) 港湾施設及び道路施設の概略設計

既存設計及び本業務における検討を踏まえ、6.（2）3) 事業スコープの

確認において必要と判断された場合は港湾施設及び港内道路の概略設計を実施する。また同様に、ケニトラ大西洋新港から県道までのアクセス道路についても 6. (2) 3) 事業スコープの確認において必要と判断された場合は概略設計を実施する。

8) アクセス鉄道を含む全体交通システムの検討、後背地の整備計画への提案（今後の新港利用促進の観点からレビュー）

ア) 建設予定地周辺の既存道路整備計画（高速道路との接続等）及びアクセス鉄道計画のレビューを可能な限り行い、既存の道路拡張・鉄道延長や双方の新規整備を含め、ケニトラ大西洋新港が効果的に機能するための交通システム整備の提案を行う。

イ) 上記を踏まえ、後背地の産業開発見通しや、交通モード間の接続計画についても、後背地開発のコンセプト（ゾーニング提案含む）、及び道路・鉄道の長期的な整備計画と併せてレビューすること。

9) オペレーター選定方法を含む運営・維持管理体制

本事業で整備するターミナルは国家港湾庁が選定する民間オペレーター等が運営を実施することが想定されている。モロッコの既存の港湾の現状や、関連法令を整理の上、本事業により整備された港湾及び道路施設について、効率的かつ実現可能な運営・維持管理体制並びにオペレーターの選定方法（及び条件）について、モロッコ政府の基本方針を確認しつつ詳細を提案する。また、本事業で整備するターミナルの運営には本邦企業を含む幅広い企業が関心を持つ可能性がある。かかる背景を踏まえ、本邦民間オペレーター、周辺の工業団地への入居を検討している民間企業、及び船社からのニーズや、本邦における経験等を十分に確認し、既存の運営・維持管理方法についての改善点も含めて港湾運営・維持管理体制の検討、提案に反映すること。

10) 港湾施設配置計画及びバックアップエリアの設備配置計画

本事業のスコープには入らないものの、将来的な港湾の有効活用を念頭に、モロッコ政府の既存調査や計画等をレビューするとともに、実施中の調査がある場合は該当部分につきモロッコ政府に確認しつつ、必要に応じて将来需要に対して必要十分、かつ実現可能な施設規模・配置を検討し、港湾施設配置計画としてとりまとめ提案する。なお、新港の効率的な港湾活動を実現するため、ユーティリティ、ストックヤード、 トラック待機場等として使用するバックアップエリアに収容する施設についても検討する。

11) 調達・施工方法の提案

事業の実施に必要となる資機材やサービスの調達に関する現地国内法規や、円借款の付帯条件等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、以下の項目を含む本事業の調達方法のあり方について、パッケージ分け・入札方法等を提案する。

ア) 調達、入札、契約等に係る情報収集

モロッコにおける当該類似業務の調達事情の確認、一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情、現地コンサルタント(詳細設計、施工監理)の一般状況、現地施工業者の一般事情等

イ) 契約条件の設定

契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等

ウ) コンサルタントの選定方法

国際レベルのコンサルタントの採否等

エ) 施工業者の選定方針

① 事前資格審査 (P/Q) 条件の設定

② 入札パッケージ分け (発注規模、工種別の発注等) の考え方

③ 内競争入札 (LCB) の採否等

12) 事業実施スケジュール（案）の提案

事業実施スケジュール（案）を作成するに当たり以下の点を考慮する。

ア) 現時点での円借款プロジェクトサイクル（案）(事前通報、E/N、L/A) を示すこと

イ) 円借款コンサルタントの選定スケジュール（案）を示すこと上記について、月単位のバーチャート (JICA の様式に基づく) により、計画を策定する。なお、スケジュールの検討においては、事業本体の工期の短縮化策を検討・提案すること。

13) 事業の概略事業費

6. (2) 3) 及び 6. (4) 1) でモロッコ政府と合意した事業スコープに対して、概略事業費の積算を行う。積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行うこととする。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

ア) 事業費項目

① 本体事業費

② 本体事業費に関するプライス・エスカレーション

③ 本体事業費に関する予備費

④ 建中金利

⑤ フロント・エンド・フィー

⑥ コンサルティング・サービス費 (プライス・エスカレーションと予備費を含む)

⑦ その他 (融資非適格項目)

i) 關税・税金

ii) 事業実施者の一般管理費

イ) 円借款事業完了後の必要費用の算出

事業完成後の費用についても整理する。

① 初期運転資金

②当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

ウ) 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

エ) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

オ) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成のうえ、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

カ) コスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

キ) 類似の既存事業との事業費比較

事業費の妥当性確認のため、類似の既存事業の事業費と、上記12)で算出した事業費を比較検討する。

14) コンサルタントの TOR（案）の提案

本事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模（M/M）等について（案）を検討、提案する。

15) 事業実施評価

6.(2)3) 及び 6.(4)1) でモロッコ政府と合意した事業スコープに対して以下の評価を行う。

ア) 技術分析評価（実施能力評価含む）

イ) 経済/財政的分析評価

ウ) 環境/社会分析評価

16) 港湾オペレーター候補のリスト化

過去事例及び実績等を考慮し、国籍を問わず、本案件に対し応札可能性のあるオペレーターのリストを作成する。

17) 新港稼働と利用促進のための確認・提案

本事業に関連し、モロッコ国内の今後の産業構造の変遷及び動向についての分析、港湾利用者への聞き取り等によるニーズ調査等、需要予測に加えて新港が稼働し、その利用を促進するための主に法制度面の方策を確認、検討、提案する。その際、フェーズ1でレビューを実施した港湾関連の法令・法案も勘案し、事業効果を可能な限り発現できるよう留意する。

18) その他

ジェンダー、障害者対策等、事業実施にあたり確認が必要とされる点及び有益となる点につき調査・検討し、モロッコ政府に提案を行う。

なお、調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- ア) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ウ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

## (5) 環境社会配慮

### 1) 環境配慮

ア)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

①ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- i) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等\*
- ii) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
- iii) 関係機関の役割

③スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

④影響の予測

⑤影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

- ⑥緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ⑧予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者\*\*、協議方法・内容等の検討）

\* JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリーが B、C もしくは F1 であり、相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

\*\*女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

## 2) 社会配慮（住民移転・用地取得が生じる場合）

ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ①用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ②事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

- ⑧住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑨損失資産の補償支払完了後、物理的ない点を開始させる実施スケジュール
- ⑩費用と財源
- ⑪実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫社会的弱者\*\*や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

\*経済的住民移転に関する考え方については、本事務手続きマニュアル別添 25 を参照。

\*\*女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

### 3) その他

- ア) 工事中の影響緩和策の検討
- イ) 工事中のエイズ/HIV 対策等の検討

### 4) 再委託

上記 1) ~ 3) の事項の調査については、再委託を認める。

なお環境社会配慮力テゴリ（特に住民移転）に関しては、既存調査確認結果および補足情報に応じて変更する可能性があるため、可及的速やかに確認を行い、調査の早期段階で JICA に相談すること。カテゴリ変更の場合、契約変更を行う可能性もある。

## （6）経済・財務分析および運用・効果指標の検討

本事業を 1) 定量的效果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、本事業完成後約 2 年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として内部収益率（IRR）を算出する。

## （7）技術支援の必要性の有無と内容の検討・提案

本事業で整備する港湾の運営・維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、その内容を検討、提案する。

#### (8) 施工計画の最終的見直し提案

上記で行う検討・提案に基づき、先方負担工事との区分も含めてモロッコ政府と協議を行い、その結果を踏まえて、既存の施工計画全体を見直し最終的な提案を行う。

#### (9) 本邦技術の導入の可能性及び本邦企業への間接裨益

必要に応じて関連する企業へのヒアリングを行い、民間企業の有する技術とモロッコ側のニーズとの間で合致する技術の導入可能性を調査にて検討、適用可能な技術があれば実施機関に提案・合意を得ること。なお、企業から収集したデータについては、当該技術を有する本邦技術や本邦技術の比較優位性等、詳細情報についてとりまとめ、JICAに別途提出することとする。

また、本事業が完工し供用開始された場合に、どのような本邦企業への裨益効果があり得るのか、情報を収集し整理する。

#### (10) 外部有識者からの意見聴取

本業務では、特に防波堤設計と水理模型実験にかかる技術面に関し、JICAは外部有識者等の助言・意見を聴取するために適宜アドバイザリーモードを構築し、打合せの場を設定する予定である。その委員会等の運営事務（案内及び議事録作成等）についてはコンサルタントが行うこととする。外部有識者の選定及び支払いはJICAが実施する。また、コンサルタントは、このような打合せの場において調査方針、報告書案及び調査結果等について説明・報告し、外部有識者等からの意見を踏まえたJICAの指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行う。

#### (11) 本邦招へい実施支援

ケニトラ大西洋新港の開発に係る我が国の技術、制度、運用等について、モロッコ政府関係者等への理解を深め、今後の円滑な案件形成に資することを目的として、1週間程度、モロッコ政府関係者等の本邦招へいを実施する。招へい人数は5人程度を想定する。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。なお、招へいにあたっては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に

則ることとする。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施2か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を作成する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

(12) リスク管理シート（案）の作成

本事業の実施にあたって予想されるプロジェクトリスクについて洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階および案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定および対応策をまとめ、別途 JICA が提供するリスク管理シートの様式にて作成する。仮にリスクが存在する場合は、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本業務でモロッコ政府と十分協議・確認する。

(13) インテリム・レポート（1、2）の作成・説明

1) 上記の調査内容を踏まえインテリム・レポートを作成の上、JICA に提出する。可能な限り、インテリム・レポートはドラフト・ファイナル・レポ

ートと同様の項目を記載し、今後のドラフト・ファイナル・レポートを作成する上でのベースとする。

2) インセプション・レポートで提案した水理模型実験対象の防波堤断面構造2件につき、それぞれ概略設計を行った上で水理模型実験（2次元、3次元）及び静穏度調査の実施、分析を含む実験計画をインテリム・レポート1として作成し、その内容についてモロッコ政府に説明し、合意する（約1.5月間）。また2次元、3次元の各実験及び静穏度調査の結果を踏まえた概略設計に基づく本事業スコープをまとめたインテリム・レポート2を作成し、モロッコ政府に対する説明を行い、合意する。

3) モロッコ政府に対してインテリム・レポートの説明を行う中で、追加検討事項を明確にする。

#### (14) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明

- 1) インテリム・レポート2に対するモロッコ政府のコメントを踏まえドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。
- 2) モロッコ政府に対してドラフト・ファイナル・レポートの説明を行い、ファイナル・レポートを作成する上での、モロッコ政府のコメントを収集・検討する。

#### (15) ファイナル・レポートの作成

調査の確認事項をファイナル・レポートとして取りまとめ、JICAに提出する。

### 7. 成果品等

#### (1) 報告書・技術成果品

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポート（なお、ファイナル・レポートの付属資料もファイナル・レポートの一部とする）とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

##### 1) インセプション・レポート（2018年1月）

###### ア) 記載事項：

- ①調査の背景、経緯
- ②調査の目的
- ③調査の実施方針
- ④調査の内容と方法（作業項目、実験計画、手法、結果）
- ⑤作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ⑥各分野業務従事者の担当業務及び業務時期・期間
- ⑦提出する報告書とその目次案

⑧ JICA への便宜供与依頼事項

⑨ 「6. 業務の内容」の（2）に記載する内容

⑩ 招へい日程及びプログラム（案）

なお、インセプション・レポートはパワーポイント形式にて提出することとする。

イ) 提出時期：調査開始後 1ヶ月半以内を目途

ウ) 部 数：和文 5 部、英文 10 部、仏文 15 部、電子データ

2) インテリム・レポート

記載事項：インテリム・レポート 1 では概略設計及び 2 次元、3 次元の実験計画について記載し、インテリム・レポート 2 では実験結果及び調査全体の成果を可能な範囲で含み作成する（要約含む）。

ア) 提出時期：1…2018 年 3 月中旬を目途

2…2018 年 9 月下旬を目途

イ) 部 数：和文 5 部、英文 10 部、仏文 15 部、電子データ

3) ドラフト・ファイナル・レポート

ア) 記載事項：調査全体の成果（要約含む）。以下の項目は必ず含むこととする。

① 概略設計図面作成

② 概略事業費積算

③ 事業実施スケジュール案、調達方法案の検討・提言

④ 中長期的な視点を踏まえた運航・運営/維持・管理コスト

⑤ 本事業の経済・社会的便益

⑥ 本事業の運用・効果について、定量的な基準値と目標値（事業完成後 2 年後）の設定、及びモニタリング方法・計画の策定

イ) 提出時期：2018 年 12 月上旬を目途

ウ) 部 数：和文 5 部、英文 10 部、仏文 15 部、電子データ

4) ファイナル・レポート（2019 年 2 月）

ア) 記載事項：調査全体の成果（要約含む）。以下の項目は必ず含むこととする。

① 概略設計図面作成

② 概略事業費積算

③ 事業実施スケジュール案、調達方法案の検討・提言

④ 中長期的な視点を踏まえた運航・運営/維持・管理コスト

⑤ 本事業の経済・社会的便益

⑥ 本事業の運用・効果について、定量的な基準値と目標値（事業完成後 2 年後）の設定、及びモニタリング方法・計画の策定

イ) 提出時期：2019 年 2 月下旬

ウ) 部 数：和文 5 部（製本）、英文 10 部（製本）、仏文 15 部（製本）、

## 電子データ

### (2) その他の提出物

#### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議・検討依頼への対応等に係る議事録(M/M)を作成し、JICAに速やかに提出する。JICA事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、重要な関連会議・検討会については、5営業日前までに配布資料(案)をJICAに提出すること。

#### 2) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文5部(簡易製本)

#### 3) 業務従事月報

業務従事月報を翌月15日までに監督職員に提出する。また、現地調査中は和文にて本業務進捗状況の要約(1~3枚程度)を作成し毎週メールにて監督職員に提出すること。

#### 4) 業務実施報告書

ファイナル・レポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書。

##### 記載事項：

ア) 最終報告書の概要

イ) 活動内容

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

ウ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓

エ) 今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)

オ) 提案した計画の具体化に向けての提案

##### 添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文3部(簡易製本)

#### 5) 先方機関への提出書類

先方機関への提出書類は、その写しをJICAに速やかに提出する。

#### 6) その他

上記提出物のほかに、機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### (3) 成果物の仕様

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。特に記載のないものはすべて簡易製本とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### (4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、モロッコ側関係機関への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3～5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで英文及び仏文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文・仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

## 1. 業務実施スケジュール（全体）

2017年12月より業務を開始し、2019年2月下旬の終了を目指とする。

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### （1）業務量の目途

合計 約43.6M/M

### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容を考慮の上、上記の業務量を目安として、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案することを可とする。なお、指示書に記載された格付け目安を超える格付けを提案する場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/港湾計画（2号）
- ② 維持管理計画（港湾施設・体制）（3号）
- ③ 港湾施設設計（防波堤）（3号）
- ④ 港湾施設設計（岸壁その他）
- ⑤ 水理模型実験計画立案・実施管理
- ⑥ 浚渫・埋立計画
- ⑦ 施工・調達計画・積算
- ⑧ 自然条件調査
- ⑨ 需要予測・利用促進
- ⑩ 経済・財務分析
- ⑪ 環境社会配慮
- ⑫ 港湾運営・管理計画

## 3. 参考資料

### （1）公開資料

1) 「フランス国における道路・橋梁分野の技術基準状況調査報告書」

以下のURLよりダウンロード

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_909\\_12032801.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_909_12032801.html)

2) 「国家港湾戦略 2030 (La Stratégie portuaire nationale à l'horizon 2030)」

以下のURLよりダウンロード

[http://www.anp.org.ma/Publications/Documents/Strategie\\_portuaire/StrategiePortuaire\\_a\\_lhorizon\\_2030.pdf](http://www.anp.org.ma/Publications/Documents/Strategie_portuaire/StrategiePortuaire_a_lhorizon_2030.pdf)

## (2) 閲覧資料

1) APS、APD 各調査目次頁（非公表資料のため目次のみ閲覧可）

2) 「国家港湾戦略 2030」一部和訳（ケニトラ大西洋新港関連部分）

上記閲覧資料は、JICA 中東・欧州部中東第一課において閲覧可能。

## 4. 機材の調達

本業務を実施するにあたり調査用資機材の調達は想定していないが、業務に必要と考えられる調査用資機材がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

## 5. 現地再委託

本業務で行われる業務の一部について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。フェーズ 1において既存調査の確認を行った後、現地再委託による調査が妥当な項目があれば JICA に契約変更の提案を行い、協議すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012 年 4 月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 6. その他の留意事項

### (1) 関係者との連絡

先方関係機関、在モロッコ国日本大使館、JICA モロッコ事務所、中東・欧州部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

### (2) 通訳傭上及び翻訳費

本業務では、必要に応じ、現地にて通訳傭上を認めることとする。また、資料の翻訳費についても見積りに計上すること。

### (3) ステークホルダー協議について

ステークホルダー協議が必要と判断された場合の協議開催費用については、先方負担とする。

### (4) 安全管理体制

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在

モロッコ国日本大使館、JICAモロッコ事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### (5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上



## **別紙 水理模型実験仕様書（案）**

### **【2次元】**

#### **1. 業務目的**

本業務は、モロッコ ケニトラ大西洋新港における防波堤の構造断面の被覆ブロック及び上部工の安定性、並びに越波流量に関する二次元水理模型実験を行い、その結果を解析・検討するものである。

#### **2. 業務仕様**

##### **(1) 製作工**

###### **①模型縮尺及び断面形状**

模型縮尺は1／61（歪み無し）以上とする。また、断面形状については、既存の調査で設計されている断面形状（別途図面添付）のほか、本邦技術活用が期待される構造断面4ケースとする。具体的には、以下、ア）～オ）の5断面ケースとする。なお、断面形状については、機構と十分に相談して決定すること。

###### **（断面ケース）**

- ア) 既存調査で提案されている断面形状（傾斜堤+ブロック被覆構造）
- イ) 傾斜堤（天端高：アと同じ）+消波ブロック（種類A）被覆構造
- ウ) 傾斜堤（天端高：アと同じ）+消波ブロック（種類B）被覆構造
- エ) 傾斜堤（天端高：アから変更）+消波ブロック（種類A）被覆構造
- オ) 傾斜堤（天端高：アから変更）+消波ブロック（種類B）被覆構造

###### **②被覆ブロック模型等製作**

実験に使用する防波堤の前面、背面、法尻の被覆ブロック模型、および上部工模型を製作するものとする。なお、模型の製作にあたっては、事前に製作図を作成し、機構の承諾を得るものとする。なお、ブロック模型の製作については質量の調整を正確に行い、その許容範囲24時間湿潤後の計量で±3%以内とする。

##### **(2) 水理模型実験**

###### **①模型縮尺**

模型縮尺は1／61（歪み無し）以上とする。

###### **②模型床製作**

実験で使用する模型床の設置を行うものとする。

### ③実験波の検定

模型実験に先立ち、実験波の検討を行うものとする。検定方法の詳細について機構の承諾を得るものとする。

### ④水理模型実験 1

(1) のア) からウ) に示す3種類の断面ケースについて、被覆ブロックの安定実験と越波量測定実験を行う。各断面ケース(ア)、イ)、ウ))に対する実験ケースは、被覆ブロックの安定実験と越波量測定実験の両実験を合わせて10実験ケース程度を想定している(合計30ケース程度=3断面ケース×10実験ケース程度)。

被覆ブロックの安定実験では、不規則波を用いて、被覆ブロックや上部工の挙動を観測して記録するものとする。越波流量測定実験では、不規則波を用いて、防波堤を越波する流量を測定するものとする。

各実験ケースに対する潮位、波浪条件等の具体的な設定に際しては、機構の承諾を得るものとする。実験波は不規則波とする。各実験のケースの結果より実験ケース及び内容を変更できるものとし、この場合は、機構と協議を行うものとする。

### ⑤水理模型実験 2

(1) のエ) およびオ) に示す2種類の断面ケースについて、被覆ブロックの安定実験と越波量測定実験を行う。本断面ケースに対する実験ケースは、被覆ブロックの安定実験と越波量測定実験の両実験を合わせて30実験ケース程度を想定している(合計30ケース程度=2断面ケース×15実験ケース程度)。

被覆ブロックの安定実験では、不規則波を用いて、被覆ブロックや上部工の挙動を観測して記録するものとする。越波流量測定実験では、不規則波を用いて、防波堤を越波する流量を測定するものとする。

各実験ケースに対する潮位、天端高、波浪条件等の具体的な設定に際しては、機構の承諾を得るものとする。各実験のケースの結果より実験ケース及び内容を変更できるものとし、この場合は、機構と協議を行うものとする。

### ⑥実験準備・片付

実験に先立ち、実験機器の作動確認及び検討を行う。また、計測機器の設置を行うものとする。実験終了後は、計測器の取り外し、防波堤模型、被覆ブロックならびに模型床の撤去を行うものとする。

### ⑦実験記録

実験記録紙及び実験データ処理装置出力結果のとりまとめ及び実験過程を実験写真集に整理するものとする。

### (3) 検討解析

#### ①資料整理

実験ケース毎のデータを整理し、その結果を図表等にとりまとめるものとする。

#### ②解析及び検討

上記の整理結果に基づき、実験条件毎の解析及び検討を行うものとする。

## 【3次元】

### 1. 業務目的

本業務は、モロッコ ケニトラ大西洋新港における防波堤の3次元構造断面の被覆ブロック及び上部工の安定性、並びに越波流量に関する三次元水理模型実験を行い、その結果を解析・検討するものである。

### 2. 業務仕様

#### (1) 製作工

##### ①模型縮尺及び3次元断面形状

模型縮尺は1／68（歪み無し）以上とする。防波堤の2次元断面形状については、2次元の模型実験((2)⑤水理模型実験2)で対象としたア)及びイ)～オ)から最適として選定された断面形状(計2)を対象とする。3次元模型実験で利用する防波堤の3次元断面形状の選定および設定にあたっては、機構と十分に相談すること。

3次元水理模型実験は、以下、A) およびB)に示す2断面ケースとする。

##### (断面ケース)

A) 主防波堤の堤頭部、堤幹部および副防波堤(別途図面添付)

B) 主防波堤の屈曲部および汀線からの直線部(別途図面添付)

##### ②被覆ブロック模型等製作

実験に使用する防波堤の前面、背面、法尻の被覆ブロック模型、および上部工模型を製作するものとする。なお、模型の製作にあたっては、事前に製作図を作成し、機構の承諾を得るものとする。なお、ブロック模型の製作については質量の調整を正確に行い、その許容範囲は24時間湿润後の計量で±3%以内とする。

#### (2) 水理模型実験

##### ①模型縮尺

模型縮尺は1／68（歪み無し）以上とする。

##### ②実験模型

実験で使用する模型床の設置を行うものとする。

##### ③実験波の検定

模型実験に先立ち、実験波の検討を行うものとする。検定方法の詳細について機関の承諾を得るものとする。

#### ④水理模型実験

(1) に示す2種類の断面ケースA) およびB)について、被覆ブロックの安定実験と越波量測定実験を行う。各断面ケースに対する実験ケースは、被覆ブロックの安定実験と越波量測定実験の両実験を合わせて48実験ケース程度を想定している(1種の断面形状につき各48ケース程度=2断面ケース×24実験ケース程度)。

被覆ブロックの安定実験では、不規則波を用いて、被覆ブロックや上部工の挙動を観測して記録するものとする。越波流量測定実験では、不規則波を用いて、防波堤を越波する流量を測定するものとする。

各実験ケースに対する潮位、波浪条件等の具体的な設定に際しては、機構の承諾を得るものとする。実験波は不規則波とする。各実験のケースの結果より実験ケース及び内容を変更できるものとし、この場合は、機構と協議を行うものとする。

#### ⑤実験準備・片付

実験に先立ち、実験機器の作動確認及び検討を行う。また、計測機器の設置を行うものとする。実験終了後は、計測器の取り外し、防波堤模型、被覆ブロックならびに模型床の撤去を行うものとする。

#### ⑥実験記録

実験記録紙及び実験データ処理装置出力結果のとりまとめ並びに実験過程を実験写真集に整理するものとする。

### (3) 解析検討

#### ①資料整理

実験ケース毎のデータを整理し、その結果を図表等に取りまとめるものとする。

#### ②解析及び検討

上記の整理結果に基づき、実験条件毎の解析及び検討を行うものとする。

以上

